

## 6

## 納税環境整備

## (1) 金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除の見直し

●金地金等に係る取引の適正化を図り、より一層の密輸抑止を進める観点から、以下の見直しを行います。

- ① 密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除を認めないこととします。
- ② 金地金等に係る仕入税額控除について、現行の帳簿に加え、「本人確認書類の写し※」の保存を要件とします。

(※) 本人確認書類 個人：免許証、パスポート等 法人：登記事項証明書等

(注) ①については平成31年(2019年)4月1日から、②については平成31年(2019年)10月1日から適用されます。

## (2) 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備 (情報照会手続の整備)

## ① 事業者等への協力要請

現行実務上行われている事業者等に対する任意の照会について税法上明確化します。

## ② 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、事業者等に対する情報照会を行うことができることとします。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を必要最小限の範囲に限定するとともに、相手方となる事業者等が不服申立てを行うことも可能とします。

## 【照会できる場合】

以下のような場合 (いずれも他の方法による照会情報の収集が困難である場合に限り)に限定します。

- ① 多額の所得 (年間 1,000 万円超) を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
- ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
- ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合

## 【照会情報】

「氏名、(保有している場合には)住所・番号(個人/法人)」に限定します。

(注) 平成32年(2020年)1月1日から適用されます。

## (参考) 利便性の高い納税環境の整備

仮想通貨取引など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正な課税を確保するため、上記の制度改正のほか、納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備します。

(例) 仮想通貨交換業者が取引データを顧客(納税者)に提供。⇒納税者は専用アプリや国税庁が提供する様式等を活用して簡便に電子申告。



### (3) 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し

●適正性を担保しつつ、利便性向上を図る観点から、以下の見直しを行います。

- ① 新たに業務を開始した個人の電子帳簿保存等の承認申請書の提出期限を柔軟化します。  
(改正前：帳簿備付日の3月前が期限⇒改正後：業務を開始した日から2月以内が期限)
- ② 一定の公益社団法人が認証したソフトウェアを使用する場合には、電子帳簿保存等の承認申請手続を簡素化します。
- ③ 承認以前に作成・受領をした領収書等について、所轄税務署長への届出書の提出等の一定の要件の下、書類の種類ごとに一度に限りスキャナ保存を行うことができることとします。

(注) 平成31年(2019年)9月30日から適用されます。

#### (参考) 現行の電子帳簿保存及びスキャナ保存制度について

##### ●電子帳簿保存制度の概要

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録による保存等が可能です。

##### ●スキャナ保存制度の概要

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることが可能です。

